

FIATにおける労使関係について(11) ——自由な労働組合活動の終焉——

河野穰

「FIATにおける労使関係について(9)」および「同(10)」は、第1次大戦後イタリア労使の力関係の分銅がまず労働者側にかたむき、ついで、1921年から22年にかけて使用者側が反転攻勢に転ずるプロセスをトレースしたものであった。本稿は、ファシスト労組が1923年から社共系労組に替って労使関係の前面におどりでて、FIOMが脇役の位置においやられ、さらにその自由な活動と組織の存在そのものが終焉するにいたる過程を検討する。

[I]

20世紀の初頭から第1次大戦をへて1922年まで、FIATをふくめてイタリア金属機械産業の労使関係における労働者側の中心主体はFIOMであり、またはFIOMの内部にあって從来からの自立傾向を維持しようとするグループ、中央をにぎる改良派と指導権をあらそう革命的サンディカリリストのグループ、共産党系のグループ等であった。ところが1922年10月のローマ進軍、ムッソリーニの首相就任後の1923年にはいると交渉相手としてのFIOMは漸次すがたを消し、これに替ってファシスト労組がひんぱんに、というよりも圧倒的な主体としてあらわれるようになる。

1923年前半には、時としてまだFIOMが労使関係の相手側主体として登場している。たとえば1923年1月4日号のInformazione Industrialeは、FIOM中央委員会のあるメンバーにローマ進軍以降のFIOMの状況についてインタ

ビューをおこない、これを掲載している。また1923年3月15日号によると、S.P.A.という会社が賃金引下についてさいしょファシスト労組と交渉するが、これとの合意が得られないでFIOMと交渉して合意にたつたという。同紙によってこの経過をみると、S.P.A.は、まずファシスト党に加盟する金属労働者全国労働組合に書簡を送付して賃金の引下を求めたという。ファシスト系の労働組合はS.P.A.の求めをそのままではうけいれず、非出来高労働の総賃金について時間あたり0.30リラを引下げる(不熟練労働者をのぞく)、出来高労働者の時間あたり固定賃金について0.20リラ、若干の専門的労働者をのぞく出来高賃金の10%を引下げるという反対提案をおこなう。会社はこの反対提案をうけいれず、非出来高労働者、出来高労働者の賃金と労働時間についての詳しいデータを、ファシスト系の労働組合とFIOMにつたえる。会社のこの通告にたいしてファシスト組合は会社との論議を継続しないが、FIOMは会社に書簡を送付して労働者の賃金がピエモンテの機械工場の賃金よりも高いことをみとめ、交渉の再開を希望する。会社も喜んでFIOMの希望をうけいれて交渉をおこなう。交渉はいくたびもくりかえされ、難航するが、3月10日合意にいたるのである。合意の内容は、時間あたり総額1.75リラの賃金については0.20リラの引下、時間あたり総額1.85リラから2.25リラの賃金については0.25リラの引下、時間あたり総額2.35リラ以上の賃金については0.30リラの引下とする。この引下は固定賃金と補助手当に分割しておこない、また非出来高労働者、出来高労働者の双方に適用する、というものである。合意に署名しているのはS.P.A.代表モモ、労働者代表ペッツァートおよびオッドーネ、FIOM代表ウベルティ、スカラヴェッリ、AMMA代表ボエッラである。

各工場における内部委員会の選挙においてもFIOMはなお力をもっている。1923年3月31日(土)の午後、仕事の終了後におこなわれたFIATの新しい内部委員会の選挙には、新しいファシストの組織も参加して、はげしい争いがおこなわれた。争われたリストは、社会党系、ファシスト系、カトリック系の3つである。共産党系はこのしばらく前にFIOMトリノ支部からはなれている。この選挙の結果、社会党系が11名、ファシスト系が3名を獲得しており、この数字からもわかるようにFIAT内においてはなお圧倒的に社会党系の力がつよ

く、ファシストの影響力は20%でしかない。⁽³⁾

FIATにおける内部委員会の選挙

		投票総数	社会党系	ファシスト系	カトリック系	白票等
1923年	リンゴット 機械	5,253	2,499	1,157	374	1,223
	リンゴット 車体	1,350	766	235	—	349
	チェントロ	322	269	—	25	28
	計	6,925	3,534	1,392	399	1,600

		投票総数	社会党系	共産党系	カトリック系	白票等
1921年	計	7,258	2,861	4,228	—	169
1922年	計	7,492	2,377	3,891	282	942

資料 Informazione Industriale 1923. N. 14

ただし企業家全体としてはファシスト労組への接近をつよめている。同23年3月30日号のInformazione Industrialeに収録されているトリノ工業家レーガの総会における報告書中「ファシスト労働組合運動」という部分は、つぎのようにファシスト労組を称讃している。「ファシスト労働組合とのさいしょの接触の結果、ファシスト労働組合運動についてわれわれが言いうることは、秩序、規律、平和な労働、使用者と労働者のよき合意、諸協定の忠実な遵守などの公準は、われら企業家組織の存在理由と、われわれの現行の規約の定めるものと、われわれがつねに宣言し、支持し、適用しているものと、完全に合致するとい⁽⁴⁾うことである。」そしてこれ以後ファシスト労組との合意が連続してInformazione Industrialeの紙面をうめることになる。1923年7月1日から平均して10%賃金を引下げることを定めるヴェネツィア・ジュッリアの金属労働者の合意は、同地区の造船・機械・製鉄企業家協会と、ファシスト労働組合・コルボラシオーネ県同盟、金属従業員ファシスト県労働組合、とのあいだで締結さ⁽⁵⁾れている。

また1923年11月24日、バウキエーロ社・コンドーヴェ工場における交渉も、トリノ金属労働者ファシスト労働組合のスタッフ、フレジアに援助される内部委員会と、ラヴェンナ、フェッラリスの経営者・技師に援助される同工場工場長のあいだでおこなわれたとしている。工場長のスキエローニが、仕事が持続的に不足しており鉄道車輌の組立て・修理産業が困難な状態にあること、た

んなる支出の節約、現行の技術の改善によっては対処することができないことを文書でしめし、内部委員会は労働者大衆から十分な権限を委託されていることを前提として、つぎの点を確認している。つまりコンドーヴェ工場の労働者は、産業が経過しているこの時点の重大性を自覚し、すでに先の集会において満場一致で決議したように、現在の重大な危機を共通の利益で好ましく克服するように全力をあげて会社と協働することをのぞみ、会社が求めた時間賃金の引下をうけいれる。この引下の大きさはすべての労働者について等しいわけではなく、会社がケースごとに定める。その平均は各部門の労働者の現行の平均賃金の 6% をこえない。／引下はただちに 2 回にわけておこなわれる。引下のさいしょの $1/2$ は 1924 年 1 月のさいしょの土曜日の支払からおこなわれ、つぎの $1/2$ は 1924 年 2 月のさいしょの土曜日の支払からおこなわれる。／労働者はこの部門でさらに作業の能率を高めることを義務とする、といった諸点である。Informazione Industriale はさらに、経営の意に反する止むをえざる軽微な犠牲の必要であることを労働者大衆が正当に理解。評価してくれて、よい処置をとったことに工場長は満足し、内部委員会に食品 COOP 小売店を設立するよう勧め、このイニシアティヴにもとづきファシスト労組役員のスタッフ ⁽⁶⁾ ファシスト党の保護下に、COOP を設立することを提案し、同意がなされたと、つたえている。

そして 1923 年末には、ファシスト労組と企業家組織のあいだで、ひとつの協定が締結される。1923 年 12 月 19 日午後、キージー宮、キージー図書館の広間で、ムッソリーニの出席のもと、ファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟と主要な県同盟の指導者、工業家総同盟と主要な工業家全国連合、州連合の指導者、が会合して締結されたキージー宮協定がそれである。協定は工業家総同盟とファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟のあいだの協働、および、それぞれ 5 名ずつから成る常設委員会の設置を確認している。全文を示すとつぎのとおりである。

「工業家総同盟およびファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟は、産業の管理者、技術者、労働者が一致して仕事への意欲を保持することがすべての階級の至福と国家の成功を増大させるもっとも確実な手段であるとくりかえし

言明してきた政府の方向と自己の行動を調和させることを意図し、この政治的考え方の完全な正確さと、またこの考えが国の生産の諸勢力によって実行される必要をみとめ、

国の政治的力の第1の条件である国の豊かさは急速に増大しうること、労働者と企業は生産のさまざまな要素のあいだが融和していれば、産業が継続的に発展しうるときに仕事の中止という打撃と損失をさけることができることを明言し、

組合組織は、企業家と労働者のあいだの利害の対立は縮減することができないという基準を基礎とすべきではなく、個々の使用者と労働者のあいだの、またそれぞれの組合組織のあいだの不断の・真心のこもった関係をつよめるという必要にしたがわねばならず、

生産の各要素に、それぞれの機能を発展させるためのよりよい条件と、それぞれの活動についてもっとも公正な報酬を保証するようにつとめ、国家的感情という精神にしたがってそれを労働協約の締結のなかにも反映するという原則を確認し、

a) 工業家総同盟とファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟は相互に協調するという意図をもって企業家と労働者をそれぞれに組織する活動をつよめ、

b) それぞれの側5名から成る常設委員会を指名し、組合活動が首相の示した方向にしたがって展開されるようにふたつの総同盟の指導機関をむすびつけ、産業の中心部において、また縁辺部において、⁽⁷⁾上にのべた考えを実現するようにつとめる。」

協定に署名している者は政府を代表するムッソリーニ、コルビーノ、ファシスト労働組合を代表するロッソーニ、工業家総同盟を代表するベンニ、オリヴェッティである。

[II]

[I]で考察したように1923年からイタリア労使関係の労働者側主体として

登場したファシスト労働組合のここにいたるまでの推移をかんたんに追っておくことが必要である。

1914年参戦論に転じて社会党を除名されたムッソリーニはただちに *il popolo d' Italia* を発刊、戦後には1919年3月23日戦闘ファッショを結成、さらに1920年の工場占拠のなかで突撃隊を組織して左派の各組織への暴力的な攻撃を開始する。1921年にはいってからは毎週のように政党の事務所、カーメラ・デル・ラヴォーロ、産業別組合の事務所、左派のにぎる市庁舎、COOPなどが破壊されたり、放火される。エミリア、トスカーナからはじまったこの暴力的攻撃は北部の工業地帯にもひろがり FIOM 中央書記局の本部も同居しているトリノ支部は22年12月18日襲撃され、焼かれる。書記局は他の場所へ移転するたびに襲われ、カトリック系組合から提供された事務所も数日後にはファシストの暴力で機能しなくなる。1921年5月の総選挙ではムッソリーニをふくめて36人のファシストが当選し、11月には国家ファシスト党を結成する。ファシスト党の結成の前月、21年10月18日、ミラノの戦闘ファッショの集会でファシスト労働組合のナショナル・センター、Confederazione italiana dei sindacati fascisti(イタリア・ファシスト労働組合総同盟)を設立すべきだとの見解が表明され、翌22年1月24日にConfederazioneが結成される。この日、ボローニャで開催されたファシスト系労働組合の集会においてまずConfederazione generale dei sindacati nazionaliの設立が宣言され、翌日、このConfederazioneの名称をConfederazione nazionale delle Corporazioni sindacali(コルポラツィオーネ全国総同盟)とすることがきめられ、この名称はさらに1922年末、Confederazione delle Corporazioni sindacali fasciste(ファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟)と改称される。

ファシスト労働組合ナショナル・センターというこの河川には、水質のさまざまに異なるいくつかの水流がながれこんでいる。ファシスト労働組合のナショナル・センター結成の提唱が戦闘ファッショの集会でなされたことからわかるように、労働者のあいだにつくられていた戦闘ファッショは大きな水流である。第1次大戦への参戦主義をとつて UIL を結成し、のちにファシズム陣営

にうつる旧革命的サンディカリリストの一部も水流のひとつであるし、左派の政治主義に対抗する意図で結成された独立組合、経済主義的労働組合、国家主義的労働組合などもそれに数えることができる。また上の運動と多かれ少なかれ関係をもって、あるいは無関係に、ファシズム運動の上昇にともなってCGL等の傘下レーガが組織をあげてファシズム系レーガに転換するうごきもみられた。

参戦主義にたってUSIから離れた革命的サンディカリリストは、大戦中、たとえばミラノ労働組合委員会(Comitato Sindacale Milanese)などに依って活動していた。コッリドーニ、ロッソーニらを中心とするミラノのUnione Sindacaleも、共和党系の労働組合組織とともにミラノ労働組合委員会の枢要なメンバーである。ミラノのUnione Sindacaleはロッソーニを編集責任者として1918年5月機関紙《L'Italia Nostra》の発行をはじめる。この新聞が「祖国は否定できない、獲得される」、「労働者階級は貧しい国家を相続することになんの関心ももたない」、「この階級は国家のなかに生きており、国家のために生きなければならぬ」など国家感情、祖国という観念につよく傾斜していたことはすでに述べたことである。⁽⁸⁾《L'Italia Nostra》をひとつの中心としてUIL(Unione italiana del lavoro=イタリア労働連合)が結成される。つまり、1918年6月9日、ミラノで開催されたL'Italia Nostraの全国集会に120,000人を代表するおよそ100人の代表者があつまり、この集会でUILが設立されたのである。UILの綱領が資本主義にたいする闘い、生産・流通・富の交換の管理を労働者階級に移管することとともに、イタリアの発展をうたっていることもすでに言及したことである。⁽⁹⁾ところでUILの設立総会でとくに論点となったのは労働組合組織と政党の関係である。ロッソーニが元革命的サンディカリリストらしく、非政治性、プロレタリアの自立と統一に代表されるサンディカリストの自由奔放で大胆な方向を最良としたのにたいして、L.チャルディは「鉄道従業員の組織の実践においてこの(経済的活動と政治的活動のあいだの結びつき)不可欠の必要から無関係であろうとする試みがいかに無意味で不誠実であるかに気がついた」として、ふたつの活動のあいだの結びつきが絶対的に必要だと主張し、A.デ・アンブリスも日々の生活のなかで国家の諸機能の必要を否定することは不可能であり、

したがって理論上の基本的な敵意を保持することは実質的に困難であるとし、反国家主義の信奉者の懸念は形式的だとしている。設立集会ではロッソーニの(12)テーゼが採られ、ロッソーニはのちに書記長となっているのだが、その後ファシズム運動の展開にともなってつぎつぎに立場を変えていく。ムッソリーニはこの大会につよい関心をよせたが、その立場はチャルディやデ。アンブリスにちかく、⁽¹⁴⁾1920年1月の鉄道・郵便・電信・電話従業員のストライキに関連してUILを攻撃、同年5月23~24日にミラノで開催されたファッショ全国大会もCGLとともにUILを否認しており、⁽¹⁵⁾22年1月24日のファシスト系労働組合の集会から排除された。⁽¹⁶⁾ただしロッソーニをはじめとするいく人かの幹部はUILを離脱、ファシズム運動にうつり、中心的な幹部となる。

UILの結成、構成員のある部分のそこからの離脱とファシスト労組への移行とならんて、大戦直後の労働者運動の攻勢のなかでその「政治主義」に反感をもつ部分が独立労働組合、経済主義的労働組合を結成している。F. Cordovaの“Le origini dei sindacati fascisti”によると、さいしょの経済主義的労働組合は1920年2月16日、同年1月からつづいている鉄道従業員のストライキのなかで設立された鉄道従業員経済主義的労働組合だとしている。そして10日後の2月27日、コンティッソを中心としてミラノにFederazione dei sindacati nazionali⁽¹⁷⁾が組織されている。このFederazioneを構成するのは、鉄道従業員、郵便・電信・電話従業員、国家公務員を中心とした各部門の独立組合、経済主義的組合であった。そして同年夏から秋にかけてヴェネツィア・ジュッリアでも経済主義的労働組合がめざましく拡大したあと、11月19日、I. プロヴェンツァを書記長としてイタリア経済主義的労働組合総同盟(Confederazione italiana dei sindacati economici)⁽¹⁸⁾が設立されている。この総同盟はさいしょはわずかな勢力であったが、企業主が反転攻勢を開始し、ファシストの暴力的攻撃が展開される1921年中にめざましい発展をとげ、設立からおよそ1年後の21年10月には加盟人員は250,000人になったとされる。「経済主義的」と銘はうっているものの、これらの労働組合も別の方向で政治的であって、ファシストがその内部で活動し、またあちこちで戦闘ファッショと経済主義的労働組合との協力がみられた。ただしイタリア経済主義的労働組合総同盟も組織全体としてファシスト労働組合

総同盟には合流していない。さきにのべた 1922 年 1 月 24 日のボローニャ集会⁽²¹⁾では経済主義的総同盟を参加させようという決議は否決され、以後この組織は急速に勢力をうしなう。

経済主義労働組合と濃淡さまざまな関係をもち、あるいは無関係に、地方レベルのファシスト・レーガ、ファシスト労働組合、地方の労働組合結集体(つまり CGL 系のカーメラ・デル・ラヴォーロにあたるもの)などもうまれている。とくに工場占拠後の 1921 年になると、CGL 傘下のレーガが全組織をあげてファシスト系に移行するという事態が、フェッラーラ、エミリア、ヴェーネト、トスカーナ、トリエステなどでつぎつぎに生ずる。この移行の過程で USI を離脱して、あるいは UIL を経由して、あるいはここを経由せずにファシストの陣営に参じた革命的サンディカリリストが重要な役割をはたした。ボローニャでは D. グランディ、M. ラケーリらにより、フェッラーラではロッソーニにより、⁽²²⁾カーメラ・シンダカーレが機能をはじめている。

こうした、ある意味では無秩序に簇生しつつあるファシスト系の労働組合を秩序づけるために、すでにのべたように 1921 年 10 月 18 日の戦闘ファッショの集会でファシスト労働組合総同盟の設立が提起されたのである。10 月 20 日の sindacati nazionali の各州間集会、10 月 31 日のファッショ中央委員会、11 月 7 ~ 10 日のファシスト党結成大会においても論議がつづけられているが、そこでの論点のひとつは UIL、経済主義的労働組合をどうとりあつかうかである。この点については 10 月 20 日の sindacati nazionali の各州間集会の決議がロッソーニの主導のもと、UIL とイタリア経済主義的労働組合総同盟の立場を克服しなければならないこと、ファッショとならんでうまれ、経済的成果だけでなく労働者のモラール上・精神上の解放と生産の国家的諸問題を解決する能力をもめざす全労働組合をふくんだ国家主義的組織を結成する必要があることを確認しており、すでにのべたように 22 年 1 月 24 日の集会からは、両ナショナル・センターとも排除された。

もうひとつの問題は、社会党系と革命的サンディカリリスト系のあいだでも、UIL の設立にあたっても論争がおこなわれた労働組合運動と政治運動との関係である。このばあいには結成するファシスト労働組合総同盟とその傘下組織を

多かれ少なかれファシズム運動から独立した運動と位置づけるのか、それとも両者を表裏一体のものと位置づけるのかという問題である。歩、一步とファシズムにちかづき、いまやファシスト系労働組合の中心にいながら、元革命的サンディカリリストのロッソーニは相變らず、新しい総同盟は非政治的であるべきだと主張しているのにたいして、G.ビゲッティ、ビアンキらは労働組合組織にファシストの決定的な刻印をあたえるべきだと主張した。UILの設立にあたっては多数をしめたロッソーニも、⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾今回は少数派となる。

それにもかかわらず1922年2月10日、ミラノで開催された国家ファシスト党指導部とコルポラツィオーネ全国総同盟臨時中央委員会の合同会議はロッソーニを書記長にきめている。⁽²⁶⁾会議はさらにIl Lavoro d'Italiaを機関紙とすることをきめる。そして3月30日に刊行されたIl Lavoro d'Italia第1号はコルポラツィオーネ全国総同盟の組織構造をつぎのように定めている。まず各県ごとに異なった名称をもつ労働者の組織の名称をsindacatoと統一すること、すべてのsindacatoはひとつのfederazioneの傘下にはいること、各産業ごとのfederazioneは工業・商業、農業、演劇、サービス、海員各全国コルポラツィオーネに合流するのである。⁽²⁷⁾コルポラツィオーネ全国総同盟への加盟人員は、22年6月第1回大会が開催された時点で458,000人、⁽²⁸⁾ファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟と名称を変更する22年末にはおよそ1,000,000人にたつする。

1923年1月、ファシズム大評議会は企業家組織との関係をよくするための決議を採択した。決議は、ファシスト労働組合運動の原則は階級闘争という先入観に反対であること、したがってプロレタリアートの組織と企業主の組織が公然。かつ。恒常に闘っていて、生産と国家に損害となる形に反対であること再確認し、ファシスト労働組合コルポラツィオーネと企業主の総同盟との関係は、労働協約が労働者に公正な条件を保証すると同時に所有の社会的。国家的な機能の自由な。かつ。実りある展開を保証するように可能なかぎり真心のこもったものになるだろうとしている。⁽²⁹⁾

ファシストのこのよびかけに農業家総同盟と商業家総同盟はただちに応ずる。⁽³⁰⁾1923年初頭からの金属機械産業部門の労使関係におけるファシスト労働組

合については〔I〕でトレースしたが、この間、ファシスト・コルポラティオーネ総同盟と工業家総同盟は交渉をつづけ、23年夏には、ベンニとオリベッティ⁽³¹⁾が、ふたつの総同盟のあいだ恒常的な接触を確立する可能性を確認した。すでにのべたキージー宮協定の締結はこの年の12月のことである。

〔III〕

1923年末のキージー宮協定は工業家総同盟とファシスト労働組合コルポラティオーネ総同盟のあいだの協働をうたったが、このあとそれが順調ひとすじに進行したことではないことは言うまでもない。労働者の運動のなかにまきこまれるファシスト労働組合幹部があり、したがってファシスト陣営に「やや上出来で階級闘争が死んだなどという考えに取りつかれていない指導者」と政治指導者のあいだの緊張関係が生ずる一方、社共系勢力による抵抗、振りもどしもある。そして1924年6月のマッテオッティ暗殺事件によるファシズム体制の動揺にくわえて、景気も回復をみせた1925年の春にはFIOMの指示がファシスト労組の指示を上まわる力をみせる。

ファシスト労組幹部が労働者の運動に密着し、ファシスト政治指導者とのあいだに緊張関係の生ずる状況からみていく。1924年5月2日号のInformazione Industrialeは、3月に生じたV.Tedeschi & C.会社の紛争を報じている。もとより企業家協会の新聞はファシスト陣営内の緊張というような報じかたをしていないが、記事はそのことを十分に想像させるものである。3月22日、V.Tedeschi & C.会社の労働者・職員は、労働者ファシスト労組および職員ファシスト労組の主催する集会のうち、23日からストライキをはじめると宣言した。労働者がストライキにはいったのは会社が集団的性格の賃金の引下のために内部委員会と討議をしたいと表明したことを原因としており、職員がストライキにはいったのは職員編成表にかんする解釈の相違を原因としている。職員、労働者組織の要請で介入したプレフェットは、折から選挙期間中であることも原因として紛争をおさめることを第一義におき、会社側に賃金引下の意図をとりさげるよう圧力をかけ、職員の紛争にかんしては仲裁委員会に

委ねるという会社の提案を支持した。ストライキ中の労働者は、プレフェットの調停にとどまらず、さらに賃金の現状維持が相当の長期間継続さるべきこと、ストライキ期間中の賃金が支払われるべきことを要求、ストライキ中の職員は、プレフェットが指揮するという条件で仲裁をうけいれるものの、彼らもまたストライキ期間中の賃金の支払を要求した。会社側はプレフェットの指導をうけいれながらも、作業がおこなわれていない労働時間の賃金支払には明確に反対する。労働者は新しい協定の締結とストライキ期間中の賃金支払を主張したが、最終的には24年10月30日まで現行の報酬総額を継続する、その後の変更については1ヵ月の予告をすることで結論がついた。ただしこの報酬総額を変更しないという内容は、日額賃金1.50リラの引下を相殺する前払金を支払うというものである。職員側の紛争についてはプレフェットが司会する仲裁に委ねられた。会社側が要求した内容は

- ① 勤続年数による賃金引上額はそれぞれのカテゴリーに割当てられる最低報酬を基礎として計算する。
- ② 引上はそれぞれのカテゴリーに2年間存続したとの1月1日から適用される。
- ③ 引上は職員編成表(organico)に明示されるもの、つまり各カテゴリーの最低報酬の1倍半を限度とする。
- ④ 職員編成表の適用日である1921年1月1日以前の勤続年数は考慮しないことなどであり、

これにたいする職員側の主張は

- ① 引上はそれぞれのカテゴリーの最低報酬にもとづいてではなく、各職員が1922年1月1日にえていた報酬にもとづいて計算されるべきこと。
 - ② 適用にあたって上限をもうけるべきでない。
- などであるが、プレフェットは会社側、職員側から2度意見を聴取したあと、⁽³³⁾会社側の要求をほぼすべてみとめる裁断をくだした。

V. Tedeschi社の紛争とおなじ時期にNebiolo社でも、会社がボローニャの工場を閉鎖し、従業員を全員いれかえるという紛争が生じ、⁽³⁴⁾ファシスト労組幹部に不満をのこしている。

Tedeschi 社, Nebiolo 社にとどまらず各地区, 各工場で企業主が攻勢にてており, 5月のコルポラツィオーネ全国評議会では企業主にたいするつよい非難が会議を支配⁽³⁵⁾, また6月に発生したマッテオッティの暗殺にたいしてコルポラツィオーネ指導部はこれを非難して, 責任者を裁判にかけるよう要求している。Cordovaによれば, 「7月には, ファシスト労働組合の《左への》転回はなおいっそう明瞭に」⁽³⁷⁾なり, 9月にはミラノの何人かのファシスト労働組合の指導者が「コルポラツィオーネ再生行動委員会(comitato di azione per rigenerare le Corporazioni)⁽³⁸⁾」を結成している。

ところでさきにみた24年3月のV. Tedeschi社の紛争はなお賃金の引下をめぐるものであったが, この年の後半からは景気の回復を基礎に賃金の引上が交渉の対象となっている。1924年10月3日号のInformazione Industrialeが報じているミラノのファシスト労働組合コルポラツィオーネとロンバルディア金属・機械工業家協会とのあいだの協定は1921年以来の賃金引下をめぐる紛争と対照的につぎのように賃金引上を確認している。

① 20歳をこえる男子労働者については時間あたり0.20リラ

18~20歳の男子および20歳をこえる女子労働者については

時間あたり0.15リラ

15~18歳の男子および15~20歳の女子労働者については

時間あたり0.10リラ

を引上げる。

従業員数75人以下の企業では, 上記のそれぞれのグループの時間あたり引上額を0.15リラ, 0.10リラ, 0.05リラとする。

なお1924年7月1日から9月30日までにおこなわれた賃金の引上は上の引上額のなかにふくめるものとする。

② 現在, 日額4リラを限度として存在している賃金補助固定額(生計費高騰手当および1920年10月1日の引上)は, 賃金の各要素に統合される。日額4リラをこえる生計費高騰手当が存在しているところではケースごとに検討する。現在, 生計費高騰手当をもっていないところでは,かかる手当はすでに基本賃金に統合されたものと理解し, したがって本条は適用しない。

③ 超過労働の割増は、さいしょの 2 時間が基本賃金の 25%，その後 40%，休日労働 40% とする。⁽³⁹⁾

FIOM はこの協定について、「①この引上は、生計費の上昇を基礎にすれば本来引上げられるべき額の 1 / 2 以下である。②超過労働、夜間労働、休日労働にたいする割増を抑制して、8 時間労働をサボタージュしようとしている」と批判、これを拒否するものの、協定の施行そのものには影響をあたえない。⁽⁴⁰⁾

しかし 1925 年の春には FIOM の力の振りもどしがあらわれる。すでに 1925 年 1 月に生計費の高騰によってこの賃上の効果が相殺されたこともあって、1 月 28 日、FIOM のロンバルディア州の各支部の代表者が集会を開催、1 月 30 日、ブオッティは企業家に書簡をおくるが、この動きにならぶかのようにロンバルディア金属コルポラツィオーネも企業家に書簡をおくる。工業家協会は 2 月 10 日に FIOM 代表とあい、同日ファシスト労組代表ともあう。そのうち、2 月 16 日、ブレッシアの Officine Meccanico の労働者が、自分たちの意志で、始業から 2 時間工場を放棄してしまう。これをみたファシスト労組は 3 月 3 日、ブレッシアの金属労働者のストライキを宣言する。このストライキには 4,000～6,000 人が参加している。ローマのファシスト中央指導者はこの事態を憂慮し、ブレッシアの組合幹部を招集するものの、3 月 7 日ストライキ参加者は 8,000 人に増え、ミラノでの交渉はなんの進展もみせない。

ブレッシアにおけるこうした動きに触発されて、ミラノのファシスト労働組合は、3 月 9 日、Bianchi で、生計費高騰手当を増額させるための行動について賛否を問う全員投票をおこなう。投票の結果は、この行動に賛成するもの 692、反対するもの 502、棄権 82 で、否定的な意志も多いのだが、3 月 11 日労働者は工場にはいらず仕事を放棄する。同日、ファシスト労働組合指導者は、地方当局、政府からの独立を強調してストライキを拡大することを決定したようである。ミラノのファシスト労働組合指導者 L. ラツィアはこう言っている。「行動は結社の権利を要求することをめざし、労働者は企業家にたいして自由であるのとおなじように政府にたいしても自由であることを明らかにすることをのぞんでいる。」ストライキはさいしょの日からミラノの多くの工場にひろがり、翌

3月12日, FIOMを中心としてアナーキスト系, ガトリック系, 共和党系労組がグループとしてまとまった各組合間委員会(Comitato intersindacale, 1924年の秋結成)⁽⁴²⁾も13日からストライキにはいることを宣言する。この委員会が要求したのは, ①生計費の上昇に関連させて賃金を改訂する。この改訂を定期的におこなう, ②最低賃金を確定する, ③FIOMとの旧協定において定められた超過労働の割増を回復する。またこの計算を賃金総額(基本賃金, 非出来高労働のための手当, 生計費高騰手当)に基づいておこなう方式を回復する, ④稼得総額に基づいて休暇手当, 解雇手当を支給する, などの諸点である。⁽⁴³⁾ 3日後ストライキはロンバルディア全体にひろがる。

ファシストは紛争の解決を急ぎ, ファシスト幹部と企業家の交渉なども経て, 3月15日, ファシスト労組と企業家は協定を締結する。協定は当初1.80リラという回答であった生計費高騰手当の日額を2.20リラに引上げるという内容である。

ファシスト労組と企業家のこの合意にもかかわらず, 同日, FIOM等の組合はストライキを継続することを表明, ファシスト労組の決定にしたがって仕事についたのは, ミラノで, 28,000人中6,000人であったという。この就業人員は3月18日に9,000人に増えるが, ストライキが終了するのは, 18日に組合間委員会が仕事の再開を指示するのを待たねばならなかった。ファシスト労組の指示よりも, 自らの指示が労働者の動きを左右した組合間委員会はつぎのようなコミュニケを発表した。「コルボラツィオーネの協定に反対する2日間の抵抗ストライキは, 労働組合の自由と独立をおさえることができないことを責任者に警告するのに十分であった。」⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾

FIOMを中心とする組合間委員会の指示によるストライキの継続がファシスト労組のむすんだ協定にさらにいかをつけくわえたわけではないが, Metallurgicoは, この時期, 上にのべた行動のなか, ロンバルディアのいくつかの職種, 工場で成果をあげたことを報じている。

まず, およそ1,200名が雇用されている車大工について特別の協約が締結され, 2.50リラの賃金引上, 労働者の最低賃金29.30リラ, 1920年の工場内部規則の確認, 労使折半の掛金による職業学校の設立, を獲得した。

鉄鍛冶工、鉄製品製造工は産業の企業家連合とつぎのような合意をえた。労働者について1日3.36リラの賃金を引上げる。そして時間あたり最低賃金を2.40～3.30リラとし、さらに日額6.90リラの単一生計費高騰手当を支給する。作業場外での仕事のための移動にかんする規則を修正し、移動手当を100%引上げる。

Camillo Sacerdoti社は超過労働を義務づける掲示をかけ、従業員との討議を拒否し、臨時内部委員として機能していたふたりの労働者を解雇した。紛争は企業家協会にゆだねられたが、FIOMトリノ支部の援助をうけた労働者の態度が明確であったため、会社は解雇を撤回し、正規の内部委員を指名してこれと超過労働について交渉をすることをうけいれた。

S.A.F.G.ではさいきんの賃金引上が適用されておらず、また会社が労働組合組織と交渉しようとしたので労働者は半日間仕事を放棄した。会社は1日あたり8.80リラの賃金引上に譲歩し、またすべての出来高価格を修正した。

Maddalena社、ロンバルディア工業家協会に加盟するこの会社は、また鉄製品製造工連合とむすばれた協約を承認しようとした。労働者たちはストライキをおこなった。半日のストライキで会社はFIOM地区支部の代表の介入を求め、協約を適用することに同意した。

Acciaierie e Ferriere Lombarde, Sesto Iの列車部門でも仕事の内容をめぐって紛争が生じ、労働者は行動をストライキに拡大しようとした。FIOMが工業家協会と交渉をおこなって、ただちに労働者の納得のいく協定を達成することができた。⁽⁴⁶⁾

以上はロンバルディアにおけるいくつかの例であるが、おなじ時期、ヴェネツィア・ジュッリアでもFIOMとファシスト系労組が指導権争いを演じ、後者の指導者がファシスト政治指導者の干渉をうける状況をバックに労働者の大多数がFIOMの指示にしたがうというケースが生じている。Metallurgicoによると、ヴェネツィア・ジュッリアのファシスト労働組合の指導者は、3月12日、およそ4,500人のMonfalconeの金属労働者のストライキを宣言した。ファシスト労働組合の指導者はMonfalconeのストライキを援助するためにトリエステの金属労働者8,000人をストライキに動員しようとしたが、ファシスト労働

組合指導者のこの企ては、ファシスト政治指導者によっておさえられてしまう。ところがトリエステの労働者は、18日、FIOMの指示にしたがって闘争にはいった。この時点からファシスト労働組合はトリエステにおいても、Monfalconeにおいても、ストライキをおこなっている大衆のあいだでの影響をうしない、FIOMはブレッシア、ミラノにおけるように、ここでも成功を得たという。企業家たちはFIOMと合意をとりつけようとしたが、その後、紛争を組織的に解決する替りに、ロッソーニと、造船工業家全国連盟の代表バレッラがローマでおこなった交渉にしたがう。ファシスト労働組合の幹部もこのローマの交渉によって平手打ちをくらわされたとみなし、地方指導者が辞任することになる。地方当局が介入したがこれも解決をもたらさず、FIOMはこの介入にたいする抗議として⁽⁴⁷⁾2日間のストライキを指示、実行しているのである。

いまトレースした1925年春のストライキについて、CGL、Giustizia、共和党的機関紙はそれぞれつぎのような評価をあたえている。まずCGLの機関紙“Battaglia Sindacale”は、「FIOMはひとつの合言葉によって100,000人の労働者の仕事を止め、他の合言葉によって仕事を再開させた。ファシスト・コルポラツィオーネの宣言したストライキでは、6,000人が仕事を放棄した。FIOMの決定は軍団の大多数を闘いのなかになげこんだのである。コルポラツィオーネの決定した仕事の再開によって、仕事についたのは6,000人である。労働者の90%以上はFIOMにしたがってストライキを継続した。FIOMが工場にもどる時点がきたと言ったときにはじめて、生産は正常なリズムを回復することができたのである。それ以前には不可能だった。……金属の大衆はFIOMとともに、CGLとともにある。」⁽⁴⁸⁾とし、Giustiziaの機関紙La Giustizia 3月19日号は、「FIOMは鍛えられた戦闘員を戦争のなかになげこんだ。政府はコルポラツィオニストと企業家に口金をかけ、合意を命じ、ストライキの終焉をつけた。FIOMなしのストライキの終焉。……FIOMはひとつの言葉を通流させた。それは新聞においては禁止され、押さえられた。禁止は役にたたなかった。労働者の奇蹟的な自覚の故に全員がそれを聴きいれた。……コルポラツィオーネの幹部は工場に解決の出口をつくりだそうと若干の労働者を派遣した。大衆の80%は、ただ1人の人間のように、一糸乱れず仕事の放棄をつづけた。」⁽⁴⁹⁾としている。共

和党的機関紙 *Voce Repubblicana* もつぎのような評価をあたえている。「FIOM は何日かストライキをのばし、昔の行動の一連の……目的を再提案することによって、従業員の大多数が FIOM とともにあることをしめすことができた。」⁽⁵⁰⁾

社共系勢力の抵抗は 1925 年春に FIAT でおこなわれた社内扶助機関と内部委員会の選挙にもその一例をみることができる。FIAT 内扶助機関はこの時点の 1 年ほど前に経営側の推進により設立されたものだが、この選挙ではファシスト系候補者リストを提出せず、FIOM 系リストと共産党系リストがほぼ等しい票数をえたという。⁽⁵¹⁾ また 5 月 23 日におこなわれた FIAT 各工場の内部委員会の選挙でも、FIOM と共産党系が圧倒的多数の票をわけあい、ファシストのリストは 1 割にたっていないのである。⁽⁵²⁾

この内部委員会の選挙結果にもとづいて 8 月 18 日、FIAT のアニエッリはコミュニストが多数をしめる内部委員会との交渉で 1 日 0.80 リラの賃金引上に合意する。⁽⁵³⁾ この合意はのちにのべるようファシストに大きな衝撃をあたえる。

1925年5月の FIAT 内部委員会の選挙結果

	コミニスト	FIOM	ファシスト	カトリック	UIL
FIAT Lingotto Meccanica	2,980	2,899	451	—	358
Carrozzeria Lingotto	1,596	933	220	—	—
FIAT Centro	175	653	96	52	—
Carrozzeria FIAT	262	142	—	110	—

ただし、内部委員の獲得数は共産党系が圧倒的に多い。

資料 F. Cordova, "Le origini dei sindacati fascisti" p.457

[IV]

ファシスト労組地方幹部と政治指導者のあいだの一定の緊張、FIOM 等による揺りもどしが進行しているなかでも、FIOM における改良派と共産党系の対立はいぜん苛烈である。1910 年代のはじめに社会党内で多数をうしなった改良派は、イタリア社会党がコミニテルンへの加盟を申請し、レーニンらが加盟の条件として改良派の除名を求めたあたりから労働者運動の焦点となっていた。改良派は社会党内での多数をうなっているものの CGL および産業別労働組

合の指導権を掌握しつづけており、FIOMの指導者ブオッティもトゥラーティらがレッジョ・エミリアに招集したこの派の会合に出席している。ボルディガら純粹共産主義派は改良派の除名をうけいれるが、セルラーティら統一派はこの除名に抵抗していた。しかし1921年1月に純粹共産主義派が分離してから2年ちかくあとの22年10月の社会党第19回大会ではセルラーティも改良派の除名にふみきり、反対をわずかに上まわる票で除名を決定する。改良派はただちに統一社会党を結成した。このような状況のなかで改良派と共産党の対立もいちだんとはげしさをましていたといえる。

1922年12月には、共産党系の中心部分をなすトリノ支部がFIOMから除名される。FIOM中央委員会のメンバーの1人ウベルティは同委員会からの付託をうけて、12月4日、つぎのような書簡をトリノ支部に送付している。

「トリノ金属支部殿

中央委員会は、昨日の会合で、滞納を理由として、FIOMの支部リストから貴支部を除名すると決定したことを、貴支部につたえるよう、私に、付託した。

貴支部は、1921年第I四半期上納費として19,758リラ、21年第II四半期分として38,758.50リラ、22年第II四半期分として10,889リラ、22年第III四半期分として6,117リラ、合計75,522.50リラ、さらにこれにくわえて1922年10月、11月分の上納費をFIOMに払いこまねばならないのである。以前からのわれわれの催促にもかかわらず、そしてわれわれが期待していたような結果がえられなかつたにもかかわらず、われわれは11月22日付でなお貴支部に書簡をおくった。そしてわれわれの書簡にたいしてなんの回答もなかつたので、中央委員会は、貴支部の責任に関し、規約に定める処置をとつた。

中央委員会は、中央委員会に加盟する支部を再建する措置をとる。……

(54)
敬具 ウベルティ」

この滞納の底に政治路線の対立があることはあきらかである。

FIOMの第VIII回大会は1924年4月27~28日、ミラノのカーメラ・デル・ラヴォーロで開催された。この大会後全国的な活動はなくなるのだが、この大会においても改良派と共産党系の対立ははげしく、さらに社会党から改良派の分離にともなって社会党系も独自の立場をとっている。大会における論議の過程

は省略して結論をみることにしよう。

共産党系の提出した決議は手元がないのだが、共産党系を代表したニコロはその発言のなかで「全体的な解放の機会が到来しているのにイタリアのプロレタリアートがその最大の公準を実現しえていないのは改良派指導者の責任だ」と非難しており、同党系が提出した長文の決議は FIOM 指導者の全活動を批判し、政治面、労働組合面、国民的・国際的なすべての活動を非難している。⁽⁵⁵⁾

社会党系のモルターラが提出した決議は、CGL がムッソリーニと接触した行動を非難しているものの、FIOM の活動は承認している。

「労働組合とその行動を労働組合の分野における諸原則のきびしい擁護に限定せざるをえない困難な状況のなかでの FIOM 指導者の活動を承認し、しかしながら……通常の大会の協議が欠けていたとみなし、CGL が政府と接触した協働主義的態度は階級的路線からの逸脱であり、確固とした闘いの立場にたって企業主の搾取に反対し、資本家階級の反動的政策に反対するプロレタリアートを弱体化するものであって、これを承認しない。」⁽⁵⁶⁾

共産党系、社会党系の決議にたいして、統一派の決議は FIOM の活動を承認し、規律の遵守をもとめている。

「FIOM の指導機関および執行機関が、各大会と各集会の決定を完全に遂行してきたことをまず満足をもって確認し、労働組合の分野、国民的分野、国際的分野における FIOM の活動の善き意志をみとめ、労働組合組織は政党からも、政府の政策からも完全な自立性を保持すべきだという原則を再確認し、組合員の集会において議論や論争があまりにもしばしばくりかえされ、また非組合員のあいだに不適切にもちこまれたことが多くの組合員を組織から遠ざけ、また規律をおびやかし、とくに行動の期間中の中央委員会や行動委員会の活動をいちじるしく困難にしたことを考え」、絶対的な規律を課すように規約の修正を求める。

投票の結果は、統一派の決議が 79% という圧倒的多数を獲得し、社会党系、⁽⁵⁷⁾ 共産党系の決議はそれぞれ 11%、10% しか得ていない。⁽⁵⁸⁾

第VIII回大会から 1 年後の 1925 年 5 月 26 日の中央委員会はファシズム独裁前のさいごの会合になるのだが、会合のほぼすべてを「コミュニストによる規律

を無視した反対が組織の機能化を不可能にする限度にたっしていること」を明らかにし、非難することにそいでいるのである。会議のようすをつたえる Metallurgico は、コミニストのもっとも重大な行為としてまず「非組合員にたいする煽動であり、FIOM の現在の路線と闘うために彼らの投票を悪用したこと」を非難し、また FIAT 社内扶助機関の評議会と内部委員会の選挙において「コミニスト反対派が労働組合のリストにたいして、労働組合が除名した者のいかんかを候補者にたてた」ことを「先例のない規律無視」と非難している。Metallurgico はまた「組合の指導者にたいしてだけでなく、コミニストに同調しない労働者、内部委員会のメンバーにたいするはげしい中傷誹謗が同時におこなわれ、……内部委員会をやめたメンバーは……反コミニストだという理由だけで、出世主義者、企業主へのおべっかつかいだ」とたたかれ、かくて「労働組合組織の指導者、内部委員会の非コミニスト・メンバーは、時間の大部分を、従業員の利益となる有効な行動のためよりも、むしろ連続してかけられる罠から自分をまることについやさねばならなかつた」ともつたえている。

[V]

[III]でトレースしたファシスト陣営内部における一定の緊張、社共系勢力等の揺りもどし([IV]でみた対立をかかえながらも)にたいしてファシズム運動はどう対応しようとしたのか?

ファシスト労働組合とファシスト党幹部のあいだの緊張については、ファシスト党の幹部の側が労働組合の独立をうちこわし、労働組合の地方幹部の能力、党への忠誠等を調査すること、党の全国書記局に労働組合の調整とコントロールを任務とする労働組合政治局を設立することを決定している。⁽⁶¹⁾

ファシスト党による労働組合へのコントロールの強化とならんで、ファシズム運動のなかに、1923年末のキージー宮協定以前から労資関係の新しい枠組をどうつくりあげるかについて存在していた種々の構想が動きをはじめる。この構想とは、労働組合の法的承認と労働協約の強制適用、あるいは単一の労働組

合の法的承認、あるいはコルポラツィオーネのなかに使用者。労働者の双方を組織する統合的組合運動、などであるが、もとよりキージー宮協定は工業家総同盟とファシスト労働組合コルポラツィオーネ総同盟のあいだの協働をうたつただけのもので、上にあげた構想にくらべれば、はるかに抽象的な合意である。24年8月、ムッソリーニは政治的・社会的秩序を改革するための委員会の設置を提案、9月に指名がなされ、委員会は10月から活動を開始する。別名を15人委員会とする同委員会は労資関係面においてつきのような改革の方向を確認している。法律によって指示される方式と範囲内においてすべての労働組合は自由である、すべての労働組合は法的承認をもとめ、対応した人格をとることを義務とする、法律に反して、国民や国家の目的に反して設立された結社は法的承認をえることはできない、などの諸点である。⁽⁶²⁾

ファシストの最高指導グループはさらに1925年1月31日、15人委員会にかかる18人委員会を設置、この委員会は6月24日に仕事を了えて7月2日に解散する。18人委員会がまとめた文書は多数の見解にふたつの少数意見がくわえられている。多数派の文書をまとめたのはG.アリアスで、ふたつの内容をもつ。ひとつは、諸勢力にたいする国家の至高性を効果的にするために労働組合の法的承認をうたう。もうひとつの内容は、コルポラツィオーネを新しい公法上の機構として創設するのが適切だというものである。コルポラツィオーネは、職業秩序、生産組織を基礎にして全市民を包含し、下院議院の1/2はここからえらばれるべきだとしている。⁽⁶³⁾

少数意見のひとつはF.コッポラのまとめたとので、F. Cordvaは自由一国家主義的視点と定義している。コッポラは国家の至高性を強調し、職業的利益をこれよりはるかに下位のものと位置づける。「いま、われわれは、イタリアの市民を国家から職業に、国家的利益から職業的利益へ追いかえし、市民を国民的であるよりも職業的メンタリティー、視点で再教育し、つまり市民をイタリア人から金属労働者または薬剤師に後もどりさせるべきなのか?」⁽⁶⁴⁾コッポラのこの問い合わせが彼の立場をよくしめしている。だがつぎの論点で彼は「自由主義的」になる。彼によれば、労働組合、職業上の機関はあくまで自発的な形として存在し、その活動は至高性と政治に参加することを要求せず、技術的分野に

限定されるべきなのである。⁽⁶⁵⁾

もうひとつの少数意見をまとめた C. ジーニーは、政治活動への参加は同等におこなわれる所以なく、それぞれの有機体が国家の活動においてになっている重要性に比例して参加すべきなのである。Cordova はこの考え方を経済的寡頭政治だとしている。⁽⁶⁶⁾

18 人委員会の報告書はファシスト陣営内部にはげしい論議を生んだ。そのはげしさは、ファシズムが特定の理論体系をもたず、行動と運動が先行するなかで、体系をつくりあげていくスタイルをいかにもよく反映している。だがさきにものべた 25 年 8 月 18 日の FIAT とコミュニストが多数をしめる内部委員会のあいだの協定は、ファシストと企業家との関係を強化し、労使関係を安定させる枠組の形成に結論をつけるべきだと、ファシスト幹部に決断させた。ファシスト中央幹部は、8 月 30 日、ペルージアでロッコに演説をさせ、この決断を明らかにし、ただちにふたつの方面でこの決断をかためる措置をとる。ひとつの措置は、企業家との新たな協定の締結であり、もうひとつの措置はロッコ法の制定である。

企業家との交渉は、9 月 10 日、キージー宮でおこなわれる。交渉の中心はファシスト党書記長 R. ファリナッチ、党幹部 A. トゥラーティ (Augusto Turati, 改良派の大物は Filippo Turati), A. テルツィで、ファリナッチの司会のもとに企業家代表、コルポラツィオーネ代表が会合したのである。会合は 10 月 2 日に再度開催され、同日午後、場所をヴィドーニ宮に変えて、名高いヴィドーニ宮協定が締結されるのである。ヴィドーニ宮協定は以下のように工業家総同盟とファシスト・コルポラツィオーネ総同盟のあいだの独占的代表権と内部委員会の廃止を確認している。

- 「① 工業家総同盟は、従業員の排他的代表権をファシスト・コルポラツィオーネ総同盟およびその傘下組織に承認する。
- ② ファシスト・コルポラツィオーネ総同盟は、企業家の排他的代表権を工業家総同盟およびその傘下組織に承認する。
- ③ 企業家と従業員のあいだのすべての契約関係は、工業家総同盟傘下組織とファシスト・コルポラツィオーネ傘下組織のあいだのものでなければならない。

④ したがって工場内部委員会は廃止され、その機能は地区の労働組合に付託され、地区の労働組合はこの機能を対応する企業家の組織にたいしてのみ行使する。」⁽⁶⁷⁾

もうひとつの措置である新しい労資関係法の制定をめざすうごきは、10月25日、ロッコ法案(集団的労働関係の規制に関する法案)が下院に提出され、26年4月3日に成立している。ロッコ法、さらに1934年のコルポラツィオーネ法は18人委員会の多数意見の延長線上に位置づけられようが、その点についての検討は別稿にゆずる。

なお、〔III〕で社共勢力の揺りもどしをみたが、金属産業におけるこの抵抗はむしろ例外であって、CGL全体としての勢力はいちじるしく低下しており、FIATのアニエッリが共産党系が多数をしめる内部委員会に賃金引上を譲歩する同じ25年8月に、CGLはFIOMその他をのぞく産業別組合を解散して各産業混合組合に編成するところへおいこまれている。FIOMの書記長としてこの稿でもたびたび登場してきたブオッティは26年1月CGLの書記長に就任したが、1926年11月の大弾圧の時点でチューリッヒの会議に出席しており、そのままフランスに亡命、後任の書記長G. B. マッリオーネのもとでCGLは自ら解散を宣言する。

〔注〕

- (1) Informazione Industriale, 1923. 1. 4, "L'azione sindacale della FIOM (nostra intervista con un membro del Comitato Centrale)"
- (2) Informazione Industriale, 1923. 3. 15, "L'accordo fra S.P.A. e le sue maestranze"
- (3) Informazione Industriale, 1923, N. 14
- (4) Informazione Industriale, 1923. 3. 30, "L'assemblea generale ordinaria della lega"
- (5) 協定の主な点は以下のとおりである。

「1. トリエステ県大。小機械造船産業における賃金は1923年7月1日から付属表による(新表では、賃金は平均して10%削減される)。／付表には、非出来高で、通常の時間、働く従業員の時間あたり報酬を構成するすべての賃金要素がしめされている。他方、出来高、ボーナス、プレミアムで働く従業員については、補助手当は、出来高、ボーナス、プレミアムに由来する利益——基本賃金にたいする——に替える。これにともなって生計費高騰手当の残余は廃止される。

賃金の新しい制度の採用によっても現在の基本賃金は不変であるが、1.30, 1.40, 1.50リラの基本賃金はそれぞれ1.35, 1.45, 1.55リラとする。

2. 出来高価格、プレミアム、ボーナスは平均6%引下げる。」

Informazione Industriale 1923, N. 30, "Concordato operai metallurgici della Venezia Giulia"

- (6) Informazione Industriale, 1923, N. 47, "Accordo fra le Officine Moncenisio e la Federazione Sidacale Fascista"
- (7) Informazione Industriale, 1923, 12. 21
- (8) 河野穰「FIATにおける労使関係について(7)——FIOM指導部の離脱・交替および革命的サンディカリズムの動向——」
- (9) Ibid.
- (10) F. Cordova, "le origini dei sindacati fascisti", p. 3, Laterza. 1974
- (11) Ibid., p. 3
- (12) Ibid., p. 4
- (13) UILの執行評議会(giunta esecutiva)の構成員は、ロッソーニ、パッキオーニ、チャルディ、G.ガルビアーティ、G.マペッロ(出納役)であり、中央委員会の構成員は、I.ビアンキ(バルマ), R.サバティーノ(ローマ), T.スキナッティ(ラヴェンナ), E.クッツァーニ(ボローニヤ), A.バルトロマイ(サンピエールダレーナ), C.コッラデッティ(ラ・スペツィア), R.ピーロ(モーデナ)である。
- A. Gradilone, "Storia del sindacalismo, III, 2 Italia", p. 105, Giuffrè, 1959
- (14) F. Cordova, 前掲(10), p. 4
- (15) Ibid., p. 27
- (16) Ibid., p. 32
- (17) Ibid., p. 29
- (18) Ibid., p. 29
- (19) Ibid., p. 37
- (20) Ibid., p. 45
- (21) Ibid., p. 53
- (22) A. Gradilone, 前掲(13), p. 190
- (23) Ibid., p. 191
- (24) F. Cordova, 前掲(10), p. 48
- (25) ファシスト・コルボラツィオーネ全国総同盟の基本的なプログラムは、生産の統一的性格、階級闘争の排除、個人およびグループの利益を国家の至高の利益に従属させることであり、労働組合運動は本質的に党の指導方向に合致させねばな

らないことを定めている。そしてこの総同盟は、「市民の歴史のダイナミックな法則は、各階級間の闘争のなか、つまり諸機能の融合のなかにあるのではなく、能力の闘いのなかに、つまり自己の階級の機能に対応する能力を喪失した上位階級の機能を遂行する能力を獲得した下位のグループ階級の闘いのなかにある」という歴史観をもつ。

A. Gradilone, 前掲(13), p. 192

(26) F. Cordova, 前掲(10), p. 55

(27) Ibid., pp. 55~56

(28) A. Gradilone, 前掲(13), p. 193

(29) Ibid., p. 204

(30) Ibid., p. 204

(31) Ibid., p. 206

(32) “la relazione dell'on. Buozzi al ottavo Congresso nazionale, Milano, 27-28, aprile 1924”, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, “La FIOM dalle origini al fascismo 1901-1924”, p. 707, De Donato, 1978

(33) Informazione Industriale 1924. 5. 2, “Vertenza degli operai ed impiegati della Ditta ing. V. Tedeschi & C.”

(34) F. Cordova, 前掲(10), p. 260

(35) Ibid., p. 263

(36) Ibid., p. 267

(37) Ibid., p. 271

(38) Ibid., p. 283

(39) Informazione Industriale 1924. 10. 3, “Il Concordato dei metallurgici lombardi”

(40) Ibid.

(41) F. Cordova, 前掲(10), p. 365

(42) Ibid., p. 366

(43) Ibid., pp. 377~378

(44) Ibid., p. 380

(45) ロンバルディアのこのストライキの経過については, Ibid., pp. 357~380

(46) Il Metallurgico, 1925. 4, “Dalle diverse regioni — Agitazioni e Concordati — ”

(47) Ibid.

(48) Il Metallurgico, 1925. 4, “Lo sciopero del Marzo nei giudizi della stampa proletaria”,

(49) Ibid.

- (50) Ibid.
- (51) Il Metallurgico, 1925. 4, 前掲(46), なお, ファシスト系がリストを提出しなかった理由は, FIOMによれば, 「FIOM支部を妨害するため」であったという。
- (52) F. Cordova, 前掲(10), pp. 409, 457
- (53) Ibid., p. 422
- (54) Il Metallurgico, 1923. 1, “La Sezione di Torino espulsa dalla FIOM”
- (55) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(32), “Ottavo Congresso Nazionale,” pp. 710, 715
- (56) Ibid., p. 714
- (57) Ibid., pp. 714~715
- (58) Ibid., p. 715
- (59) Il Metallurgico, 1925. 7, “Importante riunione del Comitato Centrale”
- (60) Ibid.
- (61) F. Cordva, 前掲(10), p. 416
- (62) Ibid., p. 389
- (63) Ibid., p. 417
- (64) Ibid., p. 418
- (65) Ibid., p. 418
- (66) Ibid., p. 418
- (67) Informazione Industriale, 1926. 9. 24, “La relazione per il riconoscimento giuridico della Confederazione Generale Fascista dell’Industria Italiana”